

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日は、その翌日
がとぎは、その翌日
の翌日)

目 次

◇ 告 示

計量器の定期検査の実施

土地改良法による換地処分(二件)

森林病虫害等防除法による松くい虫の駆除命令

開発行為に関する工事の完了

河川区域の変更

廃川敷地の生成

建築基準法による道路の位置の指定

◇ 正 誤

昭和五十五年三月鳥取県教育委員会告示第四号中訂正

告 示

鳥取県告示第二百二十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定

に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。
この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四條第四項の規定による桂見地区第一工区及び第二工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十五年三月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する町及び字の名称

同上の区域(昭和五十四年三月三十日現在の地番による。)

布勢字鶴指鼻

布勢字鶴指鼻のうち二二九の二部、二二九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに布勢字水入二二〇の五、二二一の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二二二の一、二二三及び二二三と一体をなす国有地の一部

布勢字水入

布勢字水入のうち二二〇の五、二二一の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二二〇、二二〇の四、二二二の一、二二三及び二二三と一体をなす国有地の一部以外の区域

桂見字白田

桂見字白田の全域、桂見字狐殺三七、三七の一、三八、三八の一、三九の一部、三九の一、四〇の一部、四〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、桂見字坂畑ヶ四八三の二の一部、四九二の二の一部、四九五の六の一

<p>桂見字狐殺</p>	<p>桂見字狐殺のうち三七、三七の一、三八、三八の一、三九の一部、三九の一、四〇の一部、四〇の一の一部、四七の一部、四八の一部、四九の一部、五〇、五一の一の一部、五一の五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四六、四七及び五一の五と一体をなす国有地の一部以外の区域、桂見字家ノ前二〇〇の一部及びこれと一体をなす国有地並びに桂見字坂畑ケ四七六の一の一部、四七七の一部、四八一の三の一部、四八二の三の一部、四八三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四七六の一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>桂見字東村土居ノ一</p>	<p>桂見字東村土居ノ一の全域、桂見字狐殺五一の一の一部、五一の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五一の五と一体をなす国有地の一部、桂見字鍋山九〇と一体をなす国有地の一部、桂見字東村土居一九四から一九六までの一部、一九八の一部、一九九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに桂見字家ノ前二〇〇の一部、二〇〇</p>
--------------	---	------------------	---

<p>桂見字鍋山</p>	<p>の二、二〇一の一部、二〇一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>桂見字鍋山のうち九一の一部並びに九〇及び九一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>桂見字東村土居</p>	<p>桂見字東村土居のうち一九四から一九六までの一部、一九八の一部、一九九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、桂見字鍋山九一の一部及び九一と一体をなす国有地の一部並びに桂見字家ノ前二〇〇の一部、二〇一の一部、二〇一の一の一部、二〇二の一部、二〇二の一、二〇四の一部、二〇四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇四の一及び二〇五の一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>桂見字家ノ前</p>	<p>桂見字家ノ前のうち二〇〇の一部、二〇〇の一、二〇一の一部、二〇一の一、二〇二の一部、二〇二の一、二〇四の一部、二〇四の一の一部、二二五の一部、二二五の一の一部、二二七の一部、二二七の一の一部、二二七の二、二一七の三、二一八の一部、二一八の二の一部、二二〇の一部、二二〇の一の一部、二二〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇四の一、二〇五の一、二一八の二、二一九の二及び二二〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、桂見字狐殺四九の一部、五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、桂見字本谷口二五〇の二の一部、二五一の二の一部及び二五二の二の一部、桂見字西村土居四四九の四の一部、四四九の五の一部、四四九の六、四四</p>
--------------	--	----------------	---	---------------	--

<p>桂見字本谷口</p>	<p>九の七、四四九の八の一部、四四九の九、四五二の三及びこれらと一体をなす国有地並びに四四九の一、四四九の三及び四五二と一体をなす国有地の一部並びに桂見字坂畑ケ四七一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>桂見字本谷口</p>	<p>桂見字本谷口のうち二五〇の二の一部、二五一の二の一部及び二五二の二の一部以外の区域、桂見字家ノ前二二五の一部、二二五の一部、二二七の一部、二二七の一部、二二七の二、二二七の三、二二八の一部、二二八の二の一部、二二〇の一部、二二〇の二の一部、二二〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二八の二及び二二〇の二と一体をなす国有地の一部、桂見字奥本谷三二二の二、三二二の二、三二四の二、三二四の二、三二五から三二九まで、三三〇の一部、三三一の一部、三三二、三三三及びこれらと一体をなす国有地、桂見字石ヶ谷三八四の一部及びこれと一体をなす国有地の一部並びに四〇三の二と一体をなす国有地の一部、桂見字本谷口ノ二 四一三の二、四一四、四一五の二、四一五の二及びこれらと一体をなす国有地並びに桂見字雲雀谷四四〇と一体をなす国有地</p>
<p>桂見字石ヶ谷</p>	<p>桂見字石ヶ谷のうち三八四の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>桂見字本谷口ノ二</p>	<p>国有地の一部並びに四〇三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに桂見字奥本谷三三〇の一部及び三三一の一部</p>
<p>桂見字雲雀谷</p>	<p>桂見字雲雀谷のうち四四〇と一体をなす国有地以外の区域、桂見字家ノ前二一九の二と一体をなす国有地の一部並びに桂見字西村土居四四九の四の一部、四四九の五の一部及び四四九の八の一部</p>
<p>桂見字西村土居</p>	<p>桂見字西村土居のうち四四九の四から四四九の七まで、四四九の八の一部、四四九の九、四五二の三及びこれらと一体をなす国有地並びに四四九の一、四四九の三及び四五二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>桂見字坂畑ケ</p>	<p>桂見字坂畑ケのうち四七一の一部、四七六の二の一部、四七七の一部、四八一の三の一部、四八二の三の一部、四八三の二の一部、四九二の二、四九五の六、四九五の七、四九六の二から四九六の三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに四七六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに桂見字狐殺四七の二の一部、四八の一部、四九の一部、五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四六及び四七と一体をなす国有地の一部</p>
<p>桂見字五反田</p>	<p>桂見字五反田のうち四九七の二、四九七の三、四九七の</p>

<p>桂見字上河原</p>	<p>桂見字山ノ鼻</p>	
<p>桂見字上河原のうち五七〇、五七一、五七二の一、五七三、五七四、五七五の一、五七六、五七六の一及び五七七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>桂見字山ノ鼻の全域、桂見字坂畑ケ四九六の二及び四九六の三、桂見字五反田四九七の二、四九七の三、四九八の二、四九八の三、四九九の二、四九九の三、五〇〇の二から五〇〇の四まで、五〇〇の七及びこれらと一体をなす国有地の一部、桂見字林ノ前五五九から五六一までの一部、五六二の一、五六三の一部、五六四、五六五の一から五六五の三まで、五六六、五六六の一、五六七、五六七の一、五六八、五六八の一、五六九、五六九の一及びこれらと一体をなす国有地、桂見字上河原五七〇、五七一、五七二の一、五七三及び五七四と一体をなす国有地の一部並びに桂見字下地谷六一六と一体をなす国有地の一部</p>	<p>四の一部、四九七の五の一部、四九八の一の一部、四九八の二、四九八の三、四九九の一の一部、四九九の二、四九九の三、五〇〇の一の一部、五〇〇の二から五〇〇の四まで、五〇〇の五の一部、五〇〇の六の一部、五〇〇の七及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四九七の一と一体をなす国有地以外の区域並びに桂見字坂畑ケ四八三の二の一部、四九二の二の一部、四九五の六の一部、四九五の七の一部及び四九六の一の一部</p>
<p>桂見字堤谷</p>	<p>桂見字西谷</p>	<p>桂見字八ツ割</p>
<p>桂見字堤谷のうち六九八の一部、六九九の二の一部、七四四の二及びこれらと一体をなす国有地並びに六九八、六</p>	<p>桂見字西谷のうち六一二の二及び六一二の三以外の区域、桂見字八ツ割六〇八の一部並びに桂見字下地谷六一一の一部、六一二、六一三、六一四の一部、六一五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに六一五と一体をなす国有地の一部</p>	<p>桂見字八ツ割のうち六〇八の一部及び六一〇の二の一部以外の区域、桂見字林ノ前五六〇の一部、五六一の一部、五六二の一部、五六三の一部及びこれらと一体をなす国有地、桂見字上河原五七四、五七五の一、五七六、五七六の一及び五七七の一と一体をなす国有地の一部、桂見字下地谷六一一の一部、六一四から六一六までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに六一一及び六一六と一体をなす国有地の一部並びに桂見字堤谷六九八の一部、六九九の二の一部、七四四の二及びこれらと一体をなす国有地並びに六九八、六九九の一、六九九の二、七四四の一及び七四五と一体をなす国有地の一部</p>

九九の一、六九九の二、七四四の一及び七四五と一体をなす国有地の一部以外の区域、桂見字八ツ割六〇八の一部及び六一〇の二の一部並びに桂見字下地谷六一一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに六一二及び六一三と一体をなす国有地の一部

廃止する字の名

桂見字林ノ前

鳥取県告示第二百二十七号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、岩美郡、気高郡、東伯郡及び日野郡に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和五十五年三月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間

実 施 場 所

昭和五十五年四月十四日から
昭和五十六年三月三十一日まで

当該計量器の所在の場所

二 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期日	実施時間	実施区域	実施場所
昭和五十五年四月十四日	午前十時から 正午まで	岩美町	岩美町岩井消防屯所
"	午後一時から 午後三時まで	"	岩美町農業協同組合 小田支所
昭和五十五年四月十五日	午前十時から 午後三時まで	"	岩美町役場
昭和五十五年四月十六日	"	福部村	福部村役場
昭和五十五年四月十七日	午前十時から 正午まで	国府町	国府町農業協同組合 中河原支所
"	午後一時から 午後三時まで	"	国府町農業協同組合 果実選果場
昭和五十五年四月十八日	午前十時から 午後三時まで	気高町	気高町中央公民館
昭和五十五年四月二十一日	"	鹿野町	鹿野小学校
昭和五十五年四月二十二日	"	青谷町	青谷中央公民館
昭和五十五年四月二十三日	"	"	"
昭和五十五年四月二十四日	"	北条町	北条町役場
昭和五十五年四月二十五日	"	大栄町	大栄町中央公民館
昭和五十五年五月七日	"	東伯町	東伯町役場
昭和五十五年五月八日	"	赤碕町	赤碕町役場
昭和五十五年五月十三日	午前九時三十分から 午前十一時まで	日南町	日南町公民館山上支館

一 区域及び期間

1 区域

鳥取市、国府町、岩美町、福部村、気高町、鹿野町、青谷町、郡家町、船岡町、八東町、若桜町、河原町、用瀬町、佐治村、智頭町、倉吉市、泊村、羽合町、東郷町、三朝町、関金町、北条町、大栄町、東伯町、赤碕町、米子市、境港市、中山町、名和町、大山町、淀江町、日吉津村、岸本町、会見町及び西伯町の区域

2 期間

昭和五十五年四月一日から同年五月三十一日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の附着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその附着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置については薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行った者で、損失補償を受けようとするものは、別に定める申請書を、速やかに、三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

鳥取県告示第二百三十一号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年三月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年三月二十八日鳥取県指令受都計第九十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市大覚寺

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市瓦町三五一番地

株式会社 湖 東 商 事

代表取締役 森 本 保 雄

鳥取県告示第二百三十二号

阿弥陀川水系に係る二級河川阿弥陀川の河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のとおり変更するので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年三月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「次のとおり」は、省略し、その関係図面を鳥取県土木部河川課及び鳥

取県米子土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第二百三十三号

河川区域の変更に、次のとおり廃川敷地が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県米子土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十五年三月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 河川の名称

阿弥陀川水系に係る二級河川阿弥陀川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和五十五年三月十一日

三 廃川敷地の位置

(一) 押平地区

西伯郡名和町大字押平字門田五九番地四地先から同大字上ノ田一

二八番二地先まで

(二) 平木地区

西伯郡大山町平木字中河原三七番三地先から同町平木字上田組一八

二番二地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 四四、九六八・六七平方メートル

- (一) 押平地区 四四、五九九・二四平方メートル
- (二) 平木地区 三六九・四三平方メートル

鳥取県告示第二百三十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十五年三月六日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十五年三月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
広島県広島市中町七番一六一二号 株式会社タクシン 代表取締役 能口 武 昭	米子市東福原字大沢一五 〇五番二三の一部	幅員 四・三五〜一〇・〇五 メートル 延長 一八・〇〇メートル

正

誤

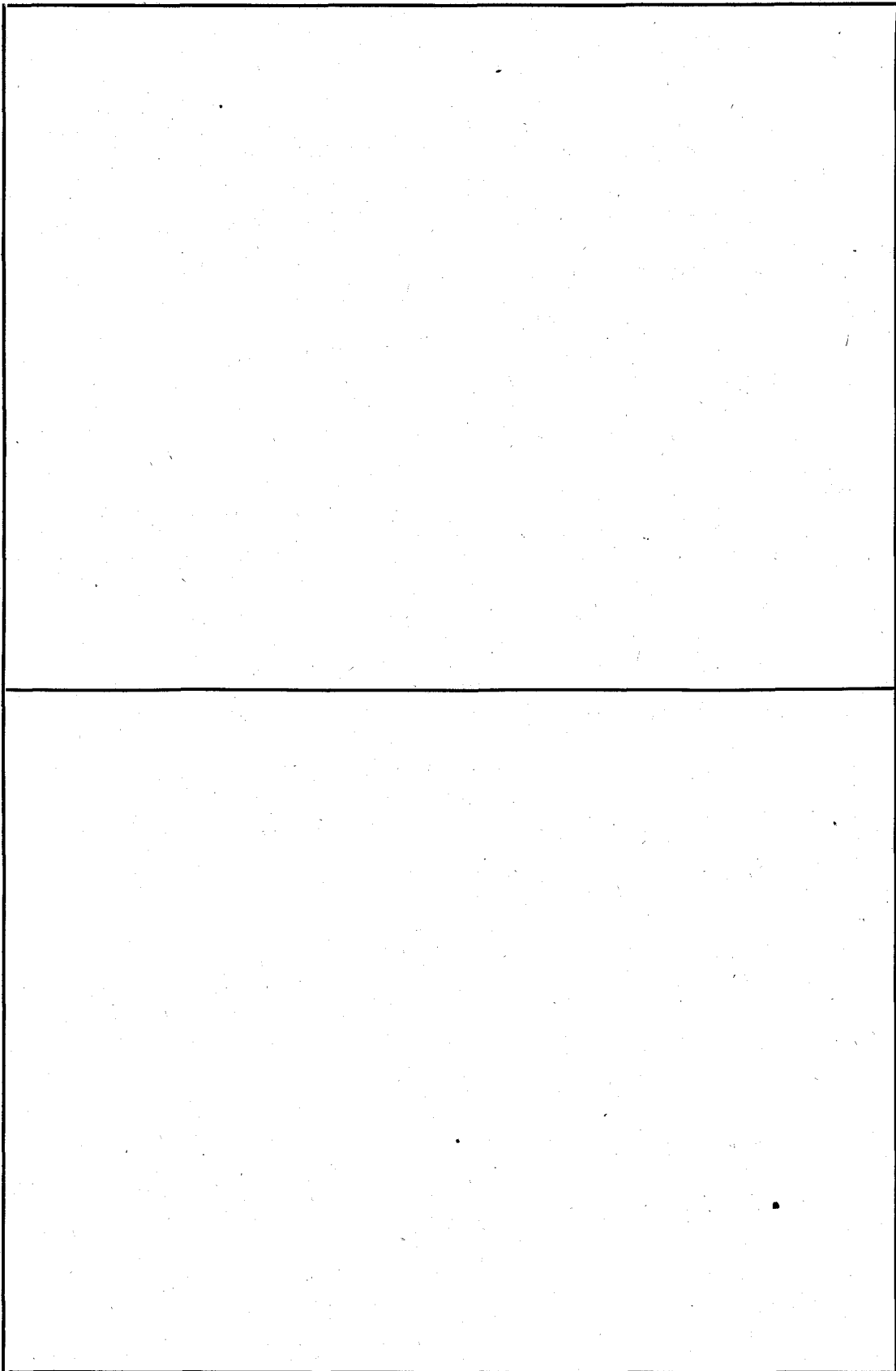
昭和五十五年三月鳥取県教育委員会告示第四号(鳥取県指定保護文化財の指定について)中次の箇所~~に誤りがあつたので、訂正する。~~

頁、段

誤

正

- 七 上 東町二丁目一二四 東町二丁目一二四
- 〃 〃 東町二丁目二三二 東町二丁目二三二



鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月1,000円。郵送料を含む。）を添えて3月31日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月 から昭和 年 月 まで、鳥取県公報を 部購

読したいので、購読料金 円を添えて申し込めます。

昭和 年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、団体名
及び代表者名)

鳥取県知事 平林 鴻三 殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

【定価一部一箇月千円(送料を含む)】